

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也 殿

(一社)長野県タクシー協会
会長 滝川 哲也

長野県最低賃金改正決定に係る意見について

この度の新型コロナウイルスによる影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。別添のとおり、会員事業者 103 社の輸送実績集計では、4月、5月の前年同日比7割弱の減少となっております。

特に多くの事業者において、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況であり、会員への調査(102社中88社回答)によると、3月給与の最低賃金補填額、16,705千円、4月45,001千円、5月55,584千円と、別添による3か月の減収に加え、最低賃金補填額が今後の経営に重くのしかかっており、地域公共交通機関であるタクシー事業経営の基盤をゆるがしかねない惨憺たる結果を招いております。

事態の収束が見通せない中で、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国からの事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けております。

つきましては、審議会での審議におきましては、最低賃金法第9条の趣旨にお一層のご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の現状にご理解を賜り、長野県最低賃金の引き上げを示さぬように、強く要望いたしますので、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

協会加盟タクシー事業者(全103社)の運送収入等 対前年比較(3月、4月、5月)

区分	2020年		2019年		対前年比			
	運送収入 (千円)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)	輸送人員 (人)	運送収入 (千円)	率%	輸送人員 (人)	率%
3月	695,683	568,525	1,041,993	926,629	▲ 346,310	▲ 33.2	▲ 358,104	▲ 38.6
4月	348,668	286,200	1,040,547	916,978	▲ 691,879	▲ 66.5	▲ 630,778	▲ 68.8
5月	323,684	298,468	1,041,747	935,395	▲ 718,063	▲ 68.9	▲ 636,927	▲ 68.1
計	1,368,035	1,153,193	3,124,287	2,779,002	▲ 1,756,252	▲ 56.2	▲ 1,625,809	▲ 58.5